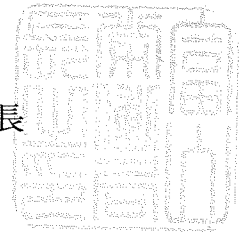


富労発基 1113 第 1 号の 1
令和 2 年 11 月 13 日

各労働災害防止団体の長 殿

富山労働局長



「令和 2 年度冬季無災害運動」の実施について

晩秋の候、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、富山労働局の行政運営に対しまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県内においては、冬季（12 月から翌年 2 月までの 3 か月間をいう。以下同じ。）に降積雪や凍結に起因する労働災害が多く発生しているところであり、令和元年 12 月から令和 2 年 2 月までの休業 4 日以上の死傷者数につきましては、270 人（対前年同期比 -5 人）となったものの、大雪となった平成 29 年度においては 406 人が死傷しており、その年の降雪量や気温によっては労働災害が多発することが憂慮されます。また、過去 10 年の冬季における労働災害死傷者数のうち、転倒災害による死傷者がその 39% を占めていることからこれに対する対策を講じることも必要です。

これらのことから、当局においては別添のとおり「冬季無災害運動実施要領」（以下「実施要領」という。）を策定し、期間中の労働災害防止対策の徹底を図ることといたしました。

つきましては、これから冬季を迎えるに当たり、貴団体におかれましても「実施要領」に御留意の上、冬季における労働災害防止対策の徹底につきまして傘下会員に周知いただきますようお願い申し上げます。